

公益社団法人 岡山県看護協会災害等見舞金規程

第1条 本会は会員の災害に際してつぎの見舞金を贈る。

1. 死亡弔慰金
2. 罹災見舞金
3. 長期療養見舞金

第2条 会員が死亡した場合、下記の弔慰金を贈る。

1. 死亡した場合 20,000 円
2. ただし会務災害の場合 30,000 円

第3条 会員が主たる居住地において火災、風水害、震災により、次の損害をうけた場合、罹災見舞金を贈る。

1. 火災の場合 半焼以上 20,000 円
2. 風水害の場合 半壊以上 20,000 円
3. " 床上浸水以上 10,000 円
4. 震災の場合 半壊以上 20,000 円
5. " 傾斜 10,000 円
6. その他（傾斜、床上浸水と同等と認められる場合） 10,000 円

第4条 第3条が広域にわたり、会員の多数が罹災した場合は募金によりこれにあてる。

第5条 会員が疾病及び傷害のため6か月以上療養した場合、長期療養見舞金を贈る。

10,000 円

第6条 施設代表者又は各支部長はすみやかに本会へ報告するとともに、災害見舞金申請書（様式第1号）により申請する。

第7条 第4条並びにその他必要事項については、理事会でこれを決定する。

第8条 本規程は理事会の承認により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和51年12月24日より施行する。
- 2 この規程は、昭和58年4月1日一部改正
- 3 この規程は、平成元年4月1日一部改正
- 4 この規程は、平成9年12月13日一部改正
- 5 この規程は、平成12年10月21日一部改正
- 6 この規程は、平成24年4月20日一部改正